「介護サービス情報の公表」制度
調査票（手順２　運営情報）記入マニュアル

特定施設入居者生活介護

（有料：サービス付き高齢者向け住宅の登録事業所（外部サービス利用型））

サービスコード＜３３７＞

【介護サービス情報公表センター・指定調査機関】
一般社団法人　広島県シルバーサービス振興会
〒734-0007　広島市南区皆実町１丁目６番 29 号
TEL：082-254-9699　　FAX：082-254-9690

■ はじめに

介護サービス情報公表は、介護保険法第 115 条の 35 に基づく都道府県の自治事務です。公表事務、調査事務等は、広島県・広島市で実施されます。以下に示します、項目に対する解釈や、確認のための材料の資料については、厚生労働省の指針を基本としながらも、他都道府県・政令都市と若干違いが生じる場合があります。

■　**報告の対象期間：【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**

このマニュアルの中の**【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**とある項目は、 **基準日の前日から遡って1年間**に確認のための材料に示された事実確認の記録がある・なしで判断していただくことになります。

- **報告システムでの提出日（データ送信日）を今年 10 月 31 日とした場合の例を示します。**
  基準日：今年 10 月 31 日　調査対象期間：前年 10 月 31日から今年 10 月 30 日までの一年間

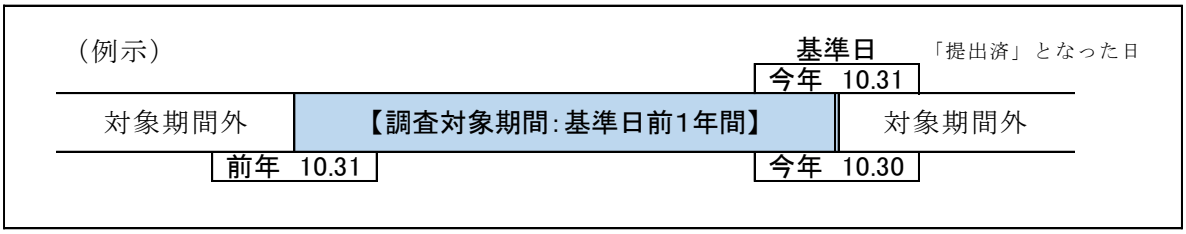

このマニュアルは、介護サービス情報の公表　報告システムの　手順2　運営情報　の「チェック項目」の「あり」「なし」や「該当なし」「事例なし」の選択ついて、基本的な考え方や例示を行うものです。

■　確認のための材料欄の記述（問い）についての「共通事項」

共通①　確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとする。

共通②　確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

共通③　確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は　問わないものとする。

共通④　確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人（⇒成年後見人等）を含むものとして差し支えないものである。

共通⑤　運営情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。

共通⑥　事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料がなくとも、当該事業所又は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えないものである。⇒調査対象の介護サービス事業の部分が明確に分けられている事。

共通⑦　会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、①当該会議等の題目、②開催日、③出席者（当該サービス事業所に所属する職員）及び④実施内容の概要の4項目すべてを確認するものとする。

　各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わない。資料等を回覧して個人的に読ませる等の自主学習は研修には含まない。

　年間計画で研修計画している研修で、計画研修日が未到来で研修ができていない場合、前年度に該当の研修が行われていれば「あり」とできる。（以下、例示参照）

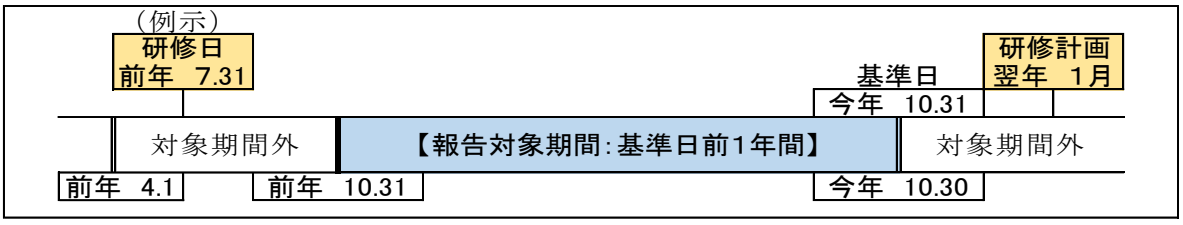

共通⑧　マニュアル等は、事業所自ら作成したものほか、一般に販売されている書籍、公的機関や専門職団体等が作成し配付及びインターネット等で公開されている文書の活用の別を問わない。

共通⑨　「該当なし」とは、確認事項に記載されている取組をそもそも事業所が行っていない場合を指す。取組自体はあっても調査対象期間内に事例がない場合は、「なし」となる。

■　**掲示について**

この報告では、事業所内の壁面に貼られているものだけではなく、ファイリング等の形状であっても、利用者等及びその家族が自由に見ることができる状態（受付カウンターやロビーなどにファイルを置いてある又は掲示板近くに文書ファイルを吊り下げてあるなど）であれば、「掲示」とする。事務所内の書棚に保管されているなど、職員に申し出なければ見ることが出来ない状態は「掲示」としない。

１．利用者の権利擁護

●1　介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的考え方と例示
1	重要事項を記した文書の雛形の備え付けの状況又は公開の状況が確認できる。	重要事項を記した文書を、利用申込者や家族、利用希望者が、自由に見られるようにするため、利用申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書の雛形を交付する仕組み又は公開する仕組みの有無を問う項目。 **【確認事項】**以下の①～③のいずれかが確認できる。 ① **特定施設入居者生活介護サービス（介護保険利用について）の**重要事項説明書全体を事業所内の掲示版等で掲示している。（←【参照】掲示について） ② いつでも希望者に渡せるように**特定施設入居者生活介護サービス（介護保険利用について）の**重要事項を記した文書を備え付けている。又は、自由に持ち帰りできるようにしている。 ③ ホームページで**特定施設入居者生活介護サービス（介護保険利用について）の**重要事項説明書が閲覧できる。
2	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。	利用申込者又は家族が、前もって事業所の内容等が確認できるよう、事前の問い合わせや見学の申し出に対し、適切に対応する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**「問い合わせ」と「見学」の両方に対応していることが明記してある文書等（パンフレット、チラシ、ホームページなど）がある。 ● **明記とは**、「お問合せは・・・」や「見学をご希望の方は・・・」のような**具体的な文言が記載されていること**を指す。 ● 「問い合わせ」又は「見学」どちらか1つだけしか確認できない場合は「なし」となる。
3	問合せ又は見学に対応した記録がある。	**【確認資料】**問い合わせ・見学記録、業務日誌など記録（日付、問い合わせ又は見学者の名前、応対した職員名、内容が記された文書）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
4	重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名等がある。	重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得ていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**同意欄に、利用申込者又はその家族の署名等がある**特定施設入居者生活介護サービス（介護保険利用について）の重要事項説明書**。（調査対象期間内に新規契約をした際のもの※）。 ※　調査対象期間（報告日前1年間）内に新規契約をした利用者がいない場合は、それより前の最新の利用者で「なし」・「あり」を判断してよい。 以下№9～14、18～23も同様とする。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】** **「署名等」とは→→自筆による署名の場合は押印不要。代筆の場合は押印必要。記名捺印は、あらかじめ印刷されているなどで自筆と確認できない名前には押印が必要。ただし、事前に利用者の承諾を得た上で行われる電磁的方法による場合の資料には、押印は省略可。**
5	重要事項を記した文書に、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者と、受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）の業務の分担の内容が記	**【確認資料】特定施設入居者介護サービス（介護保険利用について）の**重要事項を記した文書に、受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容を記載していることの有無 **【調査対象期間：基準日前１年間】【サービス提供開始時】**

No.	確認のための材料	基本的考え方と例示
	載されている。	
6	重要事項を記した文書に、受託居宅サービス事業者(受託介護予防サービス事業者)が受託居宅サービス事業(受託介護予防サービス事業)を行う事業所の名前、サービス種類、利用料のすべてが記載されている。	**【確認資料】特定施設入居者介護サービス(介護保険利用について)の**重要事項を記した文書に、受託居宅サービス事業を行う事業所の名前、サービス種類、利用料のすべてを記載していることの有無 **【調査対象期間:基準日前1年間】【サービス提供開始時】**
7	利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。	利用申込者の判断能力に障害が見られる場合には、成年後見人等を介して契約等を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**①、②又は③のいずれかの文書。 ① 成年後見人が利用申込者に代わって署名等を行った**特定施設入居者介護サービス(介護保険利用について)の**契約書。 ② ①以外の場合は、**特定施設入居者介護サービス(介護保険利用について)の**契約書等に利用者本人の代筆と家族等の両方の署名若しくは記名捺印があり、「本人が認知症で判断能力がないため」等の理由の記載がある。又は、アセスメントシート等に判断能力に障害が見られること等の記載があること。家族等が老化や身体障害のため代筆した場合は該当しない。 ③ 事業所が後見人等の立ち会いを求めた場合は、そのことが確認できる文書 **【報告対象期間:基準日前1年間の記録】【サービス提供開始時】**
	□ 事例なし	報告対象期間内に、判断能力に障害が見られるケースがなかった場合は、「事例なし」にチェックする。
8	入居の受入基準、資格等について、パンフレット又は契約書等に明記している。	利用申込者の理解を助けるため、入居の受け入れ基準・資格等を、前もって利用申込者等提示する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**その仕組みが確認できるものとして、受け入れ基準・資格等を記載した提示するための文書(パンフレット等)の有無を記載する。 ● **特定施設入居者生活介護サービス(介護保険利用について)の**入居の受け入れ基準や資格等がある場合、受け入れられない基準がある場合、いずれも入居前に提示する資料。
9	退居の基準が記載された契約書等に、利用者又はその家族の署名等がある	退去の基準を明確に定め、利用者又は家族に対し説明し、同意を得ていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**退所の基準を記載した**特定施設入居者生活介護サービス(介護保険利用について)の**契約書等に、同意を得た利用者又は家族の署名等がある。 **【報告対象期間:基準日前1年間の記録】【サービス提供開始時】**
10	利用者及びその家族の希望、利用者の有する能力、その置かれている環境等の記録がある。	サービス提供に当たって、利用者及び家族の個別ニーズや心身の状況、環境等を把握していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**以下の①と②の両方の文書(調査対象期間内に新規契約をした際のもの)。 ① 利用者とその家族両方から聴取した希望についての記載がある利用者のアセスメント記録等。 ② 利用者の有する能力、その置かれている環境等の記載がある利用者のアセスメント記録等。 **【報告対象期間:基準日前1年間の記録】【サービス提供開始時】**

No.	確認のための材料	基本的考え方と例示
11	利用者及びその家族の希望が記入された当該サービスに係る計画又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。	利用者及び家族の希望を踏まえて、サービス計画を作成していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**以下の①又は②のどちらかの文書（調査対象期間内に新規契約をした際のもの）。 ① 利用者及びその家族の状態や希望についての記載がある初回のサービス計画書。 ② 会議の題目、日付、出席者、利用者と家族等両方の希望についての記載がある初回のサービス計画の検討会議録。 ● **サービス担当者会議録は該当しない。** **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
12	受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）と協議したことが示されている、当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。	特定施設サービス計画の作成に当たって、受託居宅サービス事業者と協議の上で作成していることの有無を問う項目である。 その協議をしたことが確認できるものとして、計画の検討をした会議の記録の有無を記載する。 **【確認資料】**受託居宅サービス事業者と協議されたことが記載された初回の施設サービス計画の検討会議録（調査対象期間内に新規契約をした際のもの）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
13	当該サービスに係る計画に、サービスの目標の記載がある。	作成した計画に、利用者ごとの目標を設定していることの有無をと問う項目。 **【確認資料】**サービスの目標を記載している初回のサービス計画書（調査対象期間内に新規契約をした際のもの）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
14	当該サービスに係る計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	サービス計画を作成するに当たって、計画の内容について利用者又は家族に対して説明し、同意を得ていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**同意欄に利用者又は家族の署名若しくは記名捺印がある初回のサービス計画書（調査対象期間内に新規契約をした際のもの）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
15	成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明会資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っている。	利用者の権利擁護のため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進していることの有無を問う項目。 成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明会資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っていることの有無 **【確認資料】**以下の①と②両方の資料（パンフレット、チラシ等）を備えている。 ① 成年後見制度 ② 日常生活自立支援事業（広島県社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業「かけはし」など）
16	成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉協議会等成年後見制度等の実施者の連絡先を備え付けている。	**【確認資料】**成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉協議会等成年後見制度等の実施者の連絡先（パンフレット、チラシ等）を備え付けている。
17	成年後見制度又は日常生活自立支援事業を活用した記録がある。	**【確認資料】**報告対象期間内に、事業所が利用者に対して成年後見制度又は日常生活自立支援事業を利用することを支援したことが確認できる記録（業務日誌、個人ファイル）、または成年後見人が署名等を行った文書や参加が確認できる会議録など。新規利用者に限らない。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**

No.	確認のための材料	基本的考え方と例示
18	サービス提供内容（介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。）が記載されている請求明細書（写）がある。	料金請求の透明性の確保のため、サービスの内容とその費用について、利用者又は家族に対し説明し、料金請求時には、合計金額だけでなく、明細を記載した請求書を交付し、その控えを適切に保管していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**料金請求時には、合計金額だけでなく、明細を記載した請求書を交付し、その控えを適切に保管していること。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
19	必要な利用料の計算方法についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	サービスの内容とその費用の計算方法について、利用者又は家族に対し説明し、同意を得ていることの有無を問う項目。 **【確認資料】特定施設入居者介護サービス（介護保険利用について）の**重要事項説明をする文書等に、各種利用料に関して計算方法を明記した文書があり、利用者又はその家族の署名等がある。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
20	利用者ごとの金銭管理の記録がある。	金銭管理の透明性を図るため、その管理規定を厳密に定め、利用者ごとの金銭管理の記録及び利用者又は家族への報告を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**利用者の初回1か月分を含む金銭管理の帳簿等 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
	□　金銭管理は行わない **□　金銭管理は行うが、事例なし**	そもそも金銭管理を実施していない場合は、「金銭管理は行わない」にチェックする。 金銭管理は実施するが、報告対象期間内に金銭管理の事例がなかった場合は、「金銭管理は行うが、事例なし」にチェックする。
21	利用者又はその家族に対して、管理している金銭の収支及び残高について報告した記録がある。	**【確認資料】**下記①又は②どちらかの文書。 ①　確認した日付と利用者又は家族の署名又は押印がある預り金残高報告書（利用者の初回1か月分を含む）。 ②　預り金残高報告書（利用者の初回1か月分を含む）と送付した記録（送付時の日付のある送付案内、又は郵便物等の発送を記録した送達簿の写しなど）の２点。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
22	要介護認定等申請手続の援助又は代行を行った記録がある。 **※　自立で入所した利用者が要介護認定の申請が必要となった場合**	利用者に介護が必要になった場合に、利用者の意思を踏まえて、申請手続きについて必要な支援を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**要介護認定等申請手続の援助又は代行を行ったことを記録した文書の有無を記載する。 ● 要介護認定等申請手続きの援助又は申請代行を行ったことが確認できる文書に、依頼日、依頼者及び利用者の署名もしくは記名捺印があること。 ● 家族等からの依頼は電話によるものでもよいが、支援経過記録などに記録があること。 ● 要介護認定申請書に事業所名が記載されているだけでは「なし」となる。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
	□　自立者の受入は行わない **□　自立者が介護が必要となった事例なし**	介護が必要な者のみ受け入れている場合は、「自立者の受入は行わない」にチェックする。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「自立者が介護が必要となった事例なし」にチェックする。
23	当該サービスの利用契約書及び重要事項に関して記した文書に、利用者又はその家族の署名等がある。	**介護が必要となった利用者が、特定施設サービスを利用するに当たって、**利用者又は家族に対し、契約書及び重要事項に関して記した文書について説明し、同意を得ていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、同意欄に署名等があることの有無を記載する。

No.	確認のための材料	基本的考え方と例示
	※ 自立で入所した利用者が要介護認定を受けて新たに特定施設サービスを利用することになった場合	● **有料老人ホームの入居に係る重要事項の説明ではなく、特定施設サービスに関する重要事項の説明であることに留意する。** **【確認資料】特定施設入居者生活介護利用契約書及び重要事項説明書等**に、利用申込者又はその家族の署名等があることを確認する。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】【サービス提供開始時】**
	□ 自立者の受入は行わない **□ 自立者が介護が必要となった事例なし**	介護が必要な者のみ受け入れている場合は、「自立者の受入は行わない」にチェックする。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「自立者が介護が必要となった事例なし」にチェックする。

2. サービスの質の確保への取組

●２．利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
24	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修の実施記録がある。	従業者に対して、認知症及び認知症ケアに関する知識と理解を深めるための研修を、計画的に実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**従業員に実施した認知症及び認知症ケアに関する研修実施記録。**①当該研修の題目、②開催日、③出席者(当該サービス事業所に所属する職員)、④実施内容の概要(研修資料)の４項目すべて**が確認できること。←参照【共通⑦】 ● この項目の「認知症」とは、認知症に関する知識や理解を指し、「認知症ケア」とは認知症の方への介護の方法をいう。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
25	認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。	認知症の特性に応じたサービスを提供するため、認知症の方へのケアの質を確保する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**認知症の方に対する日常的な配慮や接し方等を記載した従業者向けのマニュアル等。認知症の利用者への対応と認知症ケアに関する両方の内容が確認できること。←参照【共通⑧】
26	利用者のプライバシーの保護の取組に関するマニュアル等がある。	利用者の尊厳を保持するため、利用者のプライバシーを保護するという概念と取組みの内容を、従業者に周知していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**プライバシーの保護に関する従業者向けのマニュアル等。←参照【共通⑧】 **「プライバシーの保護に関して記載された文書」とは**、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集又は利用者の羞恥心への配慮等いずれかの内容が記載された業務マニュアル等。
27	利用者のプライバシーの保護の取組に関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**従業者に対して、プライバシー保護に関して実施した研修の実施記録。 ←参照【共通⑦】 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
28	身体的拘束等の排除のための取組に関する事業所の理念、方針等が記載された文書がある。	身体的拘束等の排除に向けた取り組みを実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**当該サービス事業所又は法人としての理念や方針として、身体的拘束等の排除の取組を記載した文書(契約書、重要事項説明書、運営規程、身体拘束廃止に関する指針など)。
29	身体的拘束等の排除のための取組に関するマニュアル等がある。	**【確認資料】**身体的拘束等の排除のための取組に関するマニュアル等。←参照【共通⑧】
30	身体的拘束等の廃止のための取組に関す	**【確認資料】**従業者だけでなく、管理者も身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を受講した記録。←参照【共通⑦】

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	る研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。	**【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
31	身体的拘束等を行う場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	**やむを得ず身体的拘束等を行う場合**に、利用者又は家族に説明し、同意を得ていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**やむを得ないと判断した時点で、個別に説明し、同意を得ていることを、日付、同意欄への署名等がある文書（身体拘束に関する同意書等）で確認する。契約時等にあらかじめ包括的に得てある同意書は該当しない。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
	□　身体的等は行わない **□　身体的等を行うことはあるが、事例なし**	いかなる場合も身体的拘束等を行っていない場合は、①「身体的束等は行わない」にチェックする。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、②「身体的束等を行うことはあるが、事例なし」にチェックする。 ● 事業所の理念や方針を確認すること。「緊急やむを得ない場合は・・・」の場合は、②にチェックする。
32	身体的拘束等の実施経過及び理由の記録がある。	**やむを得ず身体的拘束等を行った場合**に、その実施経過及び理由を記録していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**やむを得ず身体的拘束等を行った場合に、その実施経過及び理由を記録していることを文書（実施経過と理由の両方が記載された身体拘束経過記録、個別記録等）で確認する。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
	□　身体的束等は行わない **□　身体的束等を行うことはあるが、事例なし**	該当なしは、上記 31 と同じ
33	受託居宅サービス事業所（受託介護予防サービス事業所）が作成した、利用者ごとの機能訓練計画の写しがある。	身体機能の改善及び寝たきり防止のために、利用者の身体機能等に応じ、目標を明確にした上で、計画的に機能訓練を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 **【確認資料】**利用者ごとに設定した目標が記載された、受託事業者が作成した機能訓練計画の写しの有無 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
34	利用者ごとの機能訓練の実施について、受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）が報告した記録がある。	機能訓練の実施内容について、受託事業者からの報告内容の記録の有無 **【確認資料】**項目 33 の計画書等のある利用者が調査対象期間内に訓練を実施している日付と内容の記載がある実施記録。 ● 項目 33 が「あり」と確認できない場合は、この項目のみで「あり」にはならない。
35	利用者の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録がある。	家族と連携を図るため、利用者の健康状態、生活状況等について、定期的及び変化があった時に、家族に連絡していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**①定期的な報告と②随時の報告の①と②の両方の記録。 ● **「定期的な報告」とは**、家族と連携を図るため、利用者の健康状態、生活状況等について、決まった頻度で行う報告をいう。**個別の報告書で、事業所だよりや機関誌は該当しない。**例えば、毎月の請求書送付時に前月の生活の様子を個別報告書に記載して報告することが考えられる。 ● **「随時の報告」とは、**変化があった時等に利用者の家族に行う報告

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		で、報告内容が記載された記録等で確認する。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
36	利用者の家族の参加が確認できる意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳等がある。	家族との意見交換等の機会を、利用者・家族の状況や相談のしやすさに配慮した多様な形態で設けていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**利用者の家族の参加が確認できる意見交換会や懇談会の記録、利用者の家族との連絡帳等。カンファレンスやサービス担当者会議等の個別の会議録は該当しない。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
37	利用者の家族への行事案内又は利用者の家族の参加が確認できる行事の実施記録がある。	利用者が家族と交流をしやすいように、事業所として支援していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**下記①又は②のどちらかの文書。 ① 入所者等の家族へ送付した日付及びその行事内容が記載されている行事案内。（宛先が「ご家族様」等になっていること） ② 開催日付、参加した利用者名、家族名、その行事内容が記載されている実施記録。 ● この項目の行事とは、利用者と家族が交流することが目的のもの。会議（家族懇談会や運営推進会議）等の家族だけが参加する行事への案内は該当しない。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
38	食事の開始時間が選択できることが確認できる資料がある。	利用者の希望に応じた食事を提供するため、多様な食事提供の仕組みがあることの有無を問う項目。 **【確認資料】利用者が食事の開始時間を選択でき、**その際の手続や対応の具体的な仕組みが確認できる資料。 ● 例えば「朝食は8:00～9:00」という記載がある資料のみでは、食事の開始時間を選択できる事は確認できない。「この時間内で開始時刻を選ぶことができます」等の具体的な文言が記載されていることや利用者の希望に応じるための手順書等が必要。
39	食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。	食事メニューが選択できることを記載した文書の有無。 **【確認資料】利用者等の希望に応じて**メニュー（主食や飲み物でも可）が選択できることを資料（献立表、食事予定表、業務マニュアル等）で確認する。定期的な選択食メニューやバイキング等を含む。
40	食事の場所が選択できることが確認できる文書がある。	食事の場所が選択できることを記載した文書の有無。 **【確認資料】利用者が希望することで**、食堂やユニットリビング以外でも食事が摂れることを文書（重要事項説明書、業務マニュアル等）で確認する。
41	利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供していることが確認できる記録がある。	栄養摂取の観点から、利用者の身体状況に合わせて、食事を提供する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**咀嚼又は嚥下能力が低下した利用者に対し、その状態に応じ、流動食、刻み食等を提供した記録の有無 ● 利用者の咀嚼又は嚥下能力が低下したことで食形態を変更した記録。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
42	利用者の身体状況に合わせたカロリーの食事を提供していることが確認できる記録がある。	**【確認事項】**利用者の身体状況に合わせ、カロリーを計算した食事を提供した記録の有無 ● 栄養管理が必要な利用者に対して、身体状況に合わせたカロリーの食事を提供している記録（利用者ごとの食事箋、個別記録など）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
43	利用者ごとの食事摂取量の記録がある。	**【確認資料】**利用者ごとに、食事摂取量を記録した文書の有無 ● 調査対象期間内の連続する３日分の記録。

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		【報告対象期間：基準日前１年間の記録】
44	食事の摂取の自立に向けた自助具（食器類）の使用について、実際に使用している食器等で確認できる。	**【確認資料】**食事の摂取の自立に向けた自助具（食器類）が、実際に使用している食器等の中にあることの有無
45	看護職員が、服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。	健康管理のため、服薬管理を看護職員が行っていることの有無を問う項目である。 **【確認資料】**そのことが確認できる文書（服薬管理ノート、看護記録等）の有無を記載する。 ● 日誌やカルテなどは、基準日前１年間のもの
46	利用者ごとの血圧、体温及び脈拍についての定期的な記録がある。	健康管理のため、利用者の日常の体調の変化を把握していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**そのことが確認できるものとして、利用者ごとの血圧、体温及び脈拍について、定期的に記録している文書の有無を記載する。 ● 血圧、体温、脈拍のすべてについて記録があること。 ● 調査期間内の連続する３日分の記録。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
47	年間行事予定表等又は活動報告書等に、アクティビティの記載がある。	趣味や楽しみ等のイベントなど、利用者が自分の嗜好に合わせ参加を選択できる活動を実施することにより、利用者の生活の質を高めるための取組を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**下記①又は②のどちらかの文書。 ① 年間行事予定表等**【現在の事業年度のもの】** ② 活動報告書等に、アクティビティ（日常生活を豊かにする活動）の種類、活動年月日、活動の様子を記録していることの有無**【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**。
48	市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された高齢者虐待防止マニュアル等がある。	高齢者虐待防止に向けた取組を実施していることの有無を問う項目である。 **【確認資料】**市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された、高齢者虐待防止に関するマニュアルやフロー等。
49	高齢者虐待防止検討委員会の構成員として、虐待防止の専門家等を活用していることが確認できる文書がある。	**【確認資料】**高齢者虐待防止検討委員会の委員構成員として、通知において望ましいとされている虐待防止の専門家等の活用をしていることがわかる委員名簿などの文書。
50	高齢者虐待防止研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。	**【確認資料】**高齢者虐待防止に関する研修を、従事者だけでなく、管理者も受講していることがわかる記録。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
51	高齢者虐待防止研修を企画し実施する職員を養成するための取組を行っている記録がある。	**【確認資料】**施設・事業所内あるいは、都道府県が実施する研修（例；高齢者権利擁護等推進事業「権利擁護推進員養成研修（介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修）」等にて実施している事業等）に担当者等が参加する等して、虐待防止研修を実施する講師を養成するための取組を行った記録。

3．相談苦情への対応

●3．相談、苦情の対応のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
52	重要事項を記した文書等利用者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されている。	利用者や家族からの相談・苦情に対応するための仕組み(相談しやすい環境の整備や、相談等の内容が、受け付けた者から事業所全体又は管理者に伝わる仕組み)の有無を問う項目。 **【確認資料】**利用者に交付する重要事項を記した文書(重要事項説明書等)に、相談・苦情等対応窓口の電話番号、担当者の氏名又は役職を明記している。**【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**
53	相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。	相談・苦情等に対して、具体的な対応方法や手順を定めた文書(マニュアルや手順書等)。←【共通⑧】
54	相談、苦情等対応に関する記録がある。	相談・苦情等の適切な対応のため、その情報を共有する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**相談・苦情等を受け付けた日、具体的内容、担当者名、対応結果を記載した文書(相談・苦情等対応記録等)の有無。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】** ● 対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」と報告すること。
55	利用者又はその家族に対する説明の記録がある。	相談・苦情等の対応結果を、利用者又は家族に説明していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**相談・苦情等を申し出た利用者又は家族に対し、個別に対応結果を説明、報告したことを記載した文書(相談・苦情対応記録等)。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】** ● 対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」と報告すること。

●4．介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
56	受託居宅サービス事業所(受託介護予防サービス事業所)から受けた、サービスの実施状況の報告記録がある。	**特定施設サービス計画に定めたサービスの実施状況、内容を、計画作成担当者が把握していることの有無を問う項目**である。 そのことが確認できるものとして、**受託サービス事業所からサービスの実施状況について受けた報告内容の記録の有無**を記載する。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**
57	当該サービスに係る計画の評価を記入している記録がある。	特定施設サービス計画に定めた目標の達成状況等を把握するため、定期的に計画の評価を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**計画の評価の内容について記録した文書の有無を記載する。 ● 調査対象期間内の特定施設サービス計画書 1 件とその評価を記録した文書の両方を確認する。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**
58	当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある。	計画の評価に基づき、計画の見直しを行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**事業所で定めた計画の見直し時期や頻度(例えば○○か月に1回等)が記載された文書。 ● 特定施設サービス計画書に記載された長期・短期の目標の達成時期は該当しない。

4．外部機関との連携

●5．介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
59	協力医療機関との協力に関する契約書が	利用者の急変等、緊急事態の際に、円滑に対応できるよう、協力医療機関・協力歯科医療機関と連携を図っていることの有無を問う項目。

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	ある。	**【確認資料】**そのことが確認できるものとして、利用者の入院や休日・夜間等における対応について、必要な事項を取り決めた協力契約書や覚書の有無を記載する。
60	協力歯科医療機関との協力に関する契約書がある。	
61	介護予防教室、地域との交流行事等に関する計画書、開催案内等の文書がある。	地域の住民や関係機関の理解と協力が得られるよう、地域との連携、交流等を行っていることの有無を問う項目。 **【確認事項】**地域住民等に対する介護予防教室や、地域との交流行事等（事業所が主催）について記載した計画書や開催案内等。 拠点単位などで開催する場合も、開催案内などに当該サービス事業所名が明記されていることや、企画運営に当該事業所の職員が参加していることが確認できる記録があればよい。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
62	地域の研修会に対する講師派遣の記録がある。	地域の研修会へ、講師を派遣した記録のある文書の有無。 **【確認事項】**講師派遣依頼書、業務日誌などの記録。 ● 派遣した講師が、当該サービス事業所の所属職員であること。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
63	地域の行事への参加の記録がある。	地域の行事へ、参加した記録のある文書。 **【確認資料】**下記①または②どちらかの文書。 ① 職員が利用者と一緒に地域の敬老会などの行事へ参加した記録 ② 当該事業所の職員が町内会の清掃活動などに参加した記録 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
64	介護相談員又はオンブズマンとの相談、苦情等対応の記録がある。	利用者の権利侵害を防ぐ取組を、地域と連携して実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**介護相談員の受入やオンブズマンの勧告等に対応したことについて記録した文書。訪問日・時刻、介護相談員名（市町から派遣される）またはオンブズマンの団体名・氏名と相談内容の記載がある文書。 ✧ **「介護相談員」とは**、市町に登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組 ✧ **「オンブズマン」とは**、苦情や相談を受け付け、公正・中立な立場で調査し、意見表明や是正勧告をする制度的仕組み。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
65	第三者委員との会議記録がある。	社会性、客観性、透明性等を確保するため、第三者委員を交えて意見等を聞くことを目的として開催した会議等の記録の有無。 **【確認資料】**第三者委員との会議記録に、日付・時刻、第三者委員名及び利用者の権利侵害を防ぐことを目的とした内容（問題）についての記載がある文書。 調査番号 64・65 とも、来所の記録のみは、該当しない。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】** ✧ **「第三者委員」とは、**事業所と利害関係がなく、利用者と事業所の間に入って、問題等を公平・中立な立場で、円満・円滑に解決する仕組み、法人等から委嘱されている。
66	ボランティア申込票、登録票、受入票等がある。	利用者への社会的な交流機会の確保等のため、ボランティアを受け入れる仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**下記①又は②どちらかの文書で確認する。 ① 実際にボランティアを受け入れた際に記入された申込票、登録票、受入票などの文書**【調査対象期間：基準日前１年間】**。 併設事業所名等で受入れた場合は、当該事業所の利用者が関りを持ったことが

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		確認できる記録（個人記録等）があること。 ② ボランティアを受け入れる仕組みが文書化されたもの。規程やマニュアルで窓口や担当者、受け入れの手続き（申込票、登録票、活動記録などの書式が定められている）や流れが確認できる文書。法人や主たる事業所で作成されたものでもよい。
67	ボランティア活動プログラム、ボランティア活動記録等がある。	ボランティア活動プログラム（活動内容、業務等の詳細を記載した文書）、または、活動記録（具体的な活動記録）等の有無。 **【確認資料】**実際にボランティア活動を受け入れた記録。同じ建物内の事業所で受入れたボランティア活動でもよいが、当該事業所の利用者の参加が確認できること。インターンシップや職場体験は含まない。活動記録は、ボランティアまたは事業所、どちらが作成したものでもよい。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
68	困難な事例や苦情につながる事例の場合等を、地域包括支援センターにつなげた記録がある。	利用者や家族に重層的に課題が存在している場合や支援拒否などの困難事例の場合に、地域包括支援センターと連携して、支援を行っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**当該事業所から地域包括支援センターへ困難事例等を相談又は報告した記録（地域包括支援センターの名称、受付担当者名、報告内容が記載されていること）。 ● **地域包括が開催する「地域ケア会議」の会議録は該当しない。** **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**

5. 事業運営・管理

●6. 適切な事業運営の確保のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
69	倫理規程がある。	適切な事業運営を確保するため、事業所としての倫理を、従業者が共有できるよう明文化していることの有無を問う項目。 **【確認資料】事業所としての倫理を**明文化していることが確認できる文書（倫理規定、職員心得、就業規則（服務規程）など）。理念は該当しない。
70	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。	倫理及び法令遵守について、従業者に対して周知するため、研修を実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**①「倫理」と②「法令遵守」に関する両方の内容の研修を実施していること。←参照【共通⑦】 **「倫理に関する内容」とは、**事業所の職員心得や倫理規程等を用いた介護サービスに従事する者としての心構えについての内容。 **「法令遵守に関する内容」とは、**介護保険法や高齢者虐待防止法、個人情報保護法など、遵守すべき法令等についての内容。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
71	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	目的や運営方針の実現のため、目標の設定とその達成に向け、事業計画を毎年度作成していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**報告年度の運営方針等を記載した事業計画又は年次計画の有無。←参照【共通⑥】 **【現在の事業年度を含むもの】** **事業計画について** **今年度に関する経営、運営方針等が記載された**当該事業所の事業計画又は年次計画。事業計画とは、事業の内容と実施予定時期等を記載したものであり、事業所の行事予定ではない。重点目標や具体的数値等の記載が必要。収支計画のみでは内容不足で「なし」となる。
72	事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書があ	事業運営の透明性確保のため、事業計画及び財務内容に関する文書を、利用者や家族、一般に対して開示していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**①又は②のどちらかの文書を確認する。

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	る。又は、閲覧できることが確認できる。	① 利用者や家族等の求めがあれば、事業計画及び財務内容を情報開示する規程等の文書。規程等はないが閲覧希望者のみに情報開示している場合は、その旨を事業所の掲示板やホームページ等で公表していることが確認できること。 ② ホームページ、パンフレット、機関誌等への掲載で、事業計画及び財務内容の両方を閲覧可能な状態にしている。 ● 社会福祉法人の財務諸表等開示システム等で監督省庁から公表を義務付けられたものは該当しない。 ● 財務内容は、収支、予算、決算等の内容がわかるものであること。
73	業務を委託しているすべての受託居宅サービス事業所(受託介護予防サービス事業所)との業務委託契約書がある。	**外部委託した介護サービスの内容を明確にするため、受託サービス事業所の業務内容について、委託契約を締結していることの有無**を問う項目である。 そのことが確認できる**業務委託契約書の有無**を記載する。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**
74	受託居宅サービス(受託介護予防サービス)の実施状況を確認した記録がある。	サービスの質の確保の観点から、受託サービス事業所が提供したサービスの実施内容を定期的に把握していることの有無を問う項目である。 その把握していることが確認できる**記録(受託事業所からの月次報告書や実施状況の報告に関する打合せ等の議事録等)の有無**を記載する。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**
75	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	事業所運営の向上のため、現場の従業者と幹部従業者が、ともに改善すべき課題について、検討する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**現場の従業者と幹部従業者が参加する会議で、事業所の改善課題について検討された記録された会議録等。←参照【共通⑦】 ● ここでいう業務改善会議等とは、事業所運営について、現場の従業者(スタッフ)と幹部従業者(管理者、経営幹部等)が、それぞれの視点から事業所運営の向上のために改善すべき課題について検討を行った会議等であり、現場の管理者のみが参加した法人単位や拠点単位の経営会議等は以下の①及び②を満たしていることが必要。 ① 当該事業所の現場の従業者(スタッフ)と幹部従業者(管理者)が出席していること。 ② 当該事業所にかかわる業務改善が議題に含まれていること。 **【報告対象期間:基準日前 1 年間の記録】**

●7. 事業所運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
76	組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等がある。	組織として適切にサービスを提供するため、**組織体制、従業者の権限・業務分担、協力体制等を明確に定めていること**の有無を問う項目。 **【確認資料】**そのことが確認できる規定等(運営規定、組織規程、職務権限規定等)の有無。 この項目では、**「従業者の権限」とは**、管理者や従業員に付与されている事案の決定権(決裁権)をいう。**「協力体制」とは**、職員間の連携や管理者や役職者が不在の場合の補助体制をいう。**組織体制、従業者の権限、業務分担、協力体制の 4 つの事項すべてが確認できる文書。**
77	申し送りノート等に、利用者に関して特記すべき事項が記録されている。	適切なサービスの提供、目標実現に向けて組織的に取り組むため、必要な情報を、記録を通して関係する従業者が共有する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**申し送りノートや連絡ノート等に、利用者に関する必要な情報を記載していることの有無を記載する。 ● 介護サービスの提供に必要な情報(ケア技術、利用者の状況の変化

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		に伴う申し送り事項など）について、関係する従業者が確認していること（確認印、サインのある文書）。 ● 情報共有のためにグループウエア等を使用している場合も、日付及び内容の記載が確認できた場合は「あり」なる。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**

6. 安全・衛生管理等

●８．安全管理及び衛生管理のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
78	事故の発生予防又はその再発の防止に関するマニュアル等がある。	介護事故の発生予防又はその再発を防止するため、その知識、技術等の周知や、業務改善に向けた検討などの仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**事故発生予防又はその再発防止について記載した文書（事故防止・対応マニュアル等）。←参照【共通⑧】
79	事故事例、ヒヤリ・ハット事例等事故防止につながる事例の検討記録がある。	**【事例検討】とは**、複数の参加者で意見を出し合い、結論若しくは一定の方向性を出すもので、一人で作成した報告書は該当しない。 ● 自社の事業所で発生した事例のみならず、その他事業所で発生した事例等を参考にしながら、検討を実施した記録があれば、「あり」となる **【確認資料】**以下の①又は②の文書。 ① 事故、ヒヤリハット報告書や会議録に複数人で事例検討した記録がある。（日付、参加者名必須） ② 当該事業所の職員が参加している委員会等で、事故、ヒヤリハット報告書の集計、分析を行っている記録がある。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
80	事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**事故発生予防等の研修の実施記録（研修記録等）の有無。←参照【共通⑦】 **事故とは、**サービス提供中において利用者の身体及び財物に損害が生じることをいう。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
81	事故の発生等緊急時の対応に関するマニュアル等及び緊急時の連絡体制を記載した文書がある。	急病や事故発生等の緊急時に、的確かつ迅速に対応するための仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**①と②の両方の内容が記載された文書（事故防止・対応マニュアル、緊急連絡網等）。 ① 介護サービス提供中の事故の発生等、緊急時の対応に関する事項。 ② 介護サービス提供中の事故の発生等、緊急時の連絡体制。
82	事故の発生等緊急時の対応に関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**事故発生等緊急時の対応に関する研修の実施内容を記載した研修の実施記録の有無。←参照【共通⑦】 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
83	非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等がある。	火災、自然災害など非常事態が発生した場合の対応について具体的な方法を定めるなど、災害発生時に対応するための仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**サービス提供時の非常災害発生に対応するための手順、役割分担等を定めたマニュアル等。←参照【共通⑧】
84	非常災害時に通報する関係機関の一覧表等がある。	**【確認資料】**通報すべき関係機関（警察・行政・消防署・ライフライン等）の一覧や連携体制等の記載のある文書。 関係機関の一覧には、自動通報システムの通報先を含む。
85	非常災害時の対応に関する研修の実施記	**【確認資料】**非常災害発生時の対応に関する研修の実施記録の有無。←【共通⑦】

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	録がある。	● 項目 86 の非常災害時の避難、救出等の訓練において、消火設備の使用方法、機器の操作の確認、避難訓練時の講評、振り返り等を行った記録はこの項目の確認資料となる。 **【報告対象期間：基準日前 1 年間の記録】**
86	非常災害時の避難、救出等に関する訓練の実施記録がある。	**【確認資料】**調査対象期間内非常災害時の避難、救出等に関する訓練の実施記録の有無。←【共通⑦】 ● 出席者の記載は人数のみでもよい。ただし、施設単位等で複数事業所が合同で行う場合は、当該サービス事業所の利用者及び職員の参加数が明確に記されていること。 ● 訓練後の実施報告書で、避難訓練の予定を消防署に届出た「自衛消防訓練計画書」は該当しない。 **【報告対象期間：基準日前 1 年間の記録】**
87	利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等がある。	事故等緊急時に、的確かつ迅速に対応するため、利用者ごとの緊急連絡先を把握していることの有無を問う項目。 ※主治医（又はかかりつけ医）と家族等の連絡先が記載されていること **【確認資料】**利用者ごとの緊急連絡先のわかる文書。 ● 一覧表でなく利用者ごとの記録でもよい。主治医と家族の連絡先は必須。 **【報告対象期間：基準日前 1 年間の記録】**
88	感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みの有無を問う項目。 ● 自社の事業所で発生した事例のみならず、その他事業所で発生した事例等を参考にしながら、検討を実施した記録があれば、「あり」となる **【確認資料】**所内会議や当該サービス事業所の職員が参加する感染症対策委員会等において感染症と食中毒の両方の発生事例やヒヤリ・ハットの事例等による発生予防とまん延防止の両方の検討記録のある文書。 ● **調査番号 79　事例検討　参照** **【報告対象期間：基準日前 1 年間の記録】** **ノロウイルスについて** この項目で、食中毒とするのは、①ノロウイルスが汚染した食品や飲料水を摂取したことによって起きる症状をいいます。②ノロウイルスに感染した人から人へ感染する場合は感染症と分類します。よって、感染症及び食中毒という場合、両方の事項についての確認が必要なため、②の記載しか確認できない場合は、両方の事項を満たしたとは確認できず「なし」となります。以下　項目 89,90 同じ
89	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。	感染症・食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する具体的な記載のあるマニュアル等の有無。 **【確認資料】**以下の①と②の両方の記載があるマニュアル等。←参照【共通⑧】 ①　感染症の「発生の予防」と「まん延の防止」について ②　食中毒の「発生の予防」と「まん延の防止」について
90	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	感染症・食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修の実施内容の記録のある文書（研修記録等）の有無。 **【確認資料】**以下の①と②の両方の内容に関する研修の実施記録。←参照【共通⑦】 ①　感染症の「発生の予防」と「まん延の防止」 ②　食中毒の「発生の予防」と「まん延の防止」 研修内容が、標準予防措置策（スタンダード・プリコーション）や手洗い実習等の予防策だけでは、内容不足で「なし」となる。

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		【報告対象期間：基準日前１年間の記録】
91	感染症に係る業務継続計画（BCP）を策定し、体制の整備、個人防護具、消毒液等の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じるとともに、従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施記録がある。	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するための仕組みの有無を問う項目である。 **【確認資料】**以下の①～③すべての文書。 ①　感染症に係る業務継続計画（BCP）（災害に係る業務継続計画（BCP）や感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一体的に策定しているものを含む）。 ②　計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③　従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施内容を記録した文書（研修記録、会議録等）
92	災害に係る業務継続計画（BCP）を策定し、体制の整備、水、食料、燃料の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じるとともに、従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施記録がある。	**【確認資料】**以下の①～③すべての文書。 ①　災害に係る業務継続計画（BCP）（感染症に係る業務継続計画（BCP）や非常災害に関する具体的計画と一体的に策定しているものを含む）。 ②　計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③　従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施内容を記録した文書（研修記録、会議録等）。
93	従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する研修の実施内容を記録した文書（研修記録等）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
94	業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施記録がある。	**【確認資料】**業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施内容を記録した文書（訓練記録等）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
95	業務継続計画（BCP）の見直しについて検討された記録がある。	**【確認資料】**業務継続計画（BCP）の見直しについて検討状況を記録した文書（検討した会議の記録等）。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
96	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置している。	介護現場における生産性向上の取組を継続的に実施するための体制の有無を問う項目である。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の有無。 **【確認資料】**委員会設置規定や事業計画等で委員会の構成メンバーと検討内容等が確認できる資料 なお、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。
97	介護ロボットや ICT の活用に関する研修を修了した者が勤務している。	**【確認資料】**介護ロボットや ICT の活用に関する研修を修了した者の研修修了証または研修受講記録（1名の記録で可）。
98	介護ロボットや ICT の活用に関する資格を取得した者が勤務して	**【確認資料】**介護ロボットや ICT の活用に関する資格を取得した者の資格者証等（1名の記録で可）。

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	いる。	

●９．情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
99	利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある	利用者や家族の様々な状況等を把握した上で、サービスを提供することになる。把握した情報は個人情報であることから、適正に管理、保護するため、個人情報を利用する場合とその目的を定め、それを公表していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**以下の①と②両方が確認できる。 ① 個人情報の利用目的に関して明文化された文書（個人情報利用目的等）を事業所内に掲示している。 ② 利用者又は家族に配布するための文書（個人情報利用同意書等）がある。
100	個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示している。	個人情報の取扱いを適正に実施するため、個人情報の保護に関する事業所の姿勢、方針を従業者に周知するとともに対外的に公表していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**個人情報の保護に関する方針、プライバシーポリシーなど個人情報保護に関する方針等を事業所内に掲示していること。 法人代表者名で宣言している文書で可。 「個人情報の保護に関する方針」とは、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について記載された文書。「個人情報の保護に努めます」等の一文のみで、具体的な内容の記載がない文書は該当しない。
101	個人情報の保護に関する方針について、ホームページ、パンフレット等への掲載がある。	**【確認資料】**ホームページやパンフレット等に掲載されている個人情報保護に関する方針（プライベートポリシー）等。 ホームページ等に掲載された個人情報保護方針で、インターネットで利用される個人情報のみに限定されている場合は該当しない。
102	外部サービス利用型事業者が定める個人情報の安全な管理措置の内容が、受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）との契約書に記載されている。	個人情報の取扱いについて、受託サービス事業所における取扱いの把握と、受託サービス事業所に対する監督を行っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、次のことを記載する。 **【確認資料】**特定施設側の定める個人情報の安全な管理措置の内容が、受託サービス事業者との契約書に記載されていることの有無 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
103	受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）における個人情報の取り扱いについて、外部サービス利用型事業者が定期的に確認した記録がある。	受託サービス事業者における個人情報の取り扱いについて、定期的に確認している記録の有無 **【確認資料】**受託居宅介護サービス事業所との打ち合わせの議事録等 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
104	利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明記した文書がある。	利用者本人の求めがあった場合、サービスの提供記録を開示する仕組みの有無を記載する。 **【確認資料】**その仕組みが確認できるものとして、利用者本人からサービス提供記録の開示を求められた場合に、応じることを記載した文書（情報管理規程等）の有無を記載する。

7.従業者の研修等

●１０．介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
105	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	新任者が、現任者と同等の水準のサービスを早期に提供できるよう技術等の向上を図るため、新任の従業者を対象とする研修を計画的に実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**新任従業者を対象とした、新任時に集中的な研修を実施する研修計画。毎年度計画されたもの、定例として作成されたものどちらでもよい。 **新任とは、**職歴にかかわらず法人及び事業所に新規採用された方を指します。運営する法人内の人事異動は新任に含めませんが、職種の変更を伴う場合は「新任」として扱っても差し支えありません。
	□　新任者なし	報告対象期間内に、研修計画において対象となる新任者がいなかった場合は、「新任者なし」にチェックする。
106	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**全ての新任従業者を対象とする研修を実施した研修実施記録等。（実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えない。）←参照【共通⑦】 **【現在の事業年度のもの】**
107	常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	従業者の資質向上、研修や自己研鑽の機会を確保するため、現任の従業者を対象とする研修を計画的に実施していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**全ての現任従業者（常勤、非常勤を問わず）を対象とした研修計画。 ● 研修計画は1年間（事業年度単位など）の研修スケジュール（予定月と研修名）が記載されたものをいう。 **【現在の事業年度のもの】**
108	常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。	**【確認資料】**全ての現任従業者を対象とする研修を実施した研修実施記録等。（実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えない。）←参照【共通⑦】 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
109	介護予防及び要介護度進行予防に関するマニュアルがある。	従業者に対して、介護予防及び要介護度進行予防の取組に関して、正しい理解を促すための周知を図っていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**介護予防及び要介護度進行予防に関して記載したマニュアル等の有無　←参照【共通⑧】
110	介護予防及び要介護度進行予防に関する研修を行っている記録がある。	介護予防及び要介護度進行予防に関して実施している研修の内容を記載した記録の有無←参照【共通⑦】 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
111	経営改善のための会議において、利用者の意向、満足度等について検討された記録がある。	利用者の意向や満足度を定期的に把握し、その内容に基づき、経営改善に結びつける仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**把握した利用者の意向や満足度について検討した会議等の記録。 以下の①と②の両方の文書。 ① アンケート、ヒアリング等で把握した当該サービス利用者の意向・満足度等の記録。 ② ①の記録を議題にして、当該サービスの提供内容の改善等について検討した会議録。 拠点会議など複数の事業所が集まって行う会議の場合は、上記①と②と③当該サービス事業所の職員が１名以上参加していることの①

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
		②③の3点が記録されている会議録であること。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
112	自ら提供する当該サービスの質についての自己評価の実施記録がある。	**事業所全体のサービス提供の質を向上させるため、定期的その内容について、事業所全体の自己評価を実施していることの有無**を問う項目である。そのことが確認できるものとして、提供したサービスに関して実施した自己評価について、具体的な結果の記載のある文書の有無を記載する。 **※　自己評価の内容は職員育成のための個人の評価ではなく、事業所全体として介護サービス提供に係る業務等の評価をさす。** 【書面調査資料例】以下の①又は②の文書。**【報告対象期間：基準日前１年間の記録】** ※　調査対象期間内の資料であることが確認できるように、実施日、記入者、管理者の確認等の記載があること。 ①　行政がホームページで公表している当該サービスの介護サービス自己評価様式に沿って事業所全体の自己評価を行った文書。 ②　専門書籍・事業者団体等が作成した当該サービスの介護サービス自己評価様式に沿って事業所全体の自己評価を行った文書。 **※「介護サービス事業者自己点検シート」など運営状況の点検のための文書は該当しない。** 介護保険法第73条「（前略）・・・要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。」
113	事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。	事業所全体のサービスの質の確保、向上について検討する仕組みの有無を問う項目。 **【確認資料】**以下の①又は②のどちらかの文書がある。 ①　事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程。 ②　事業所全体のサービス内容を検討した会議等の記録。拠点会議など複数の事業所が集まって行う会議の記録の場合は、当該事業所全体のサービス内容を検討した記録があること。利用者ごとの検討会議録は該当しない。**【②は報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
114	マニュアル等について、従業者が自由に閲覧できる場所に設置してある。	マニュアル等（業務マニュアルやサービス提供手順書等）が、従業者が常に確認できる状態になっていることの有無を問う項目。 **【確認資料】**マニュアル等が、従業者であれば誰でも閲覧できる場所にあること、または、従業者全員に配布（グループウエア等で共有されている）していること。
115	マニュアル等の見直しについて検討された記録がある。	マニュアル等を、現場の実情や変化に応じて、定期的に見直していることの有無を問う項目。 **【確認資料】**以下の①又は②のどちからかの記録がある。 ①　会議議事録等にマニュアル等の見直しが検討されたこと（「見直しを行うことにした。」のような一文だけでなく、改定内容の検討経過等）の記載がある。 ②　「業務マニュアル」や「サービス提供手順書」等に、改訂日と改訂内容等が記載されている。 **【報告対象期間：基準日前１年間の記録】**
116	（事業所が使用している会計の種類を記入）	事業所の財務三表について、介護サービス情報公表システムに掲載されているのかについて確認する。
117	事業活動計算書（損	（PDF 又は CSV ファイルをアップロード）

No.	確認のための材料	基本的な考え方と例示
	益計算書)	
118	資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)	(PDF 又は CSV ファイルをアップロード)
119	貸借対照表(バランスシート)	(PDF 又は CSV ファイルをアップロード)

2020 年 10 月 1 日作成

改訂１　2023 年 10 月 27 日

改訂２　2024 年 10 月 1 日